

掛川市規則第11号

掛川市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成25年3月27日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

掛川市職員の給与に関する規則（平成17年掛川市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

### 第3条 削除

第5条第1号中「次に掲げる職務の級」を「行政職給料表の職務の級5級、6級、7級及び8級」に改め、同号アからエまでを削る。

第8条第1項中「、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ」を削り、「職種欄」を「試験欄」に、「試験欄」を「職種欄」に改める。

第9条第1項中「その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は」を削る。

第14条第1項中「給料表の適用を異にすることなく」を削る。

第15条を次のように改める。

### 第15条 削除

第18条を次のように改める。

### 第18条 削除

第19条第1項中「又は前条各号に掲げる職員」を削る。

第21条を次のように改める。

### 第21条 削除

第30条を次のように改める。

### 第30条 削除

第31条第3項各号を次のように改める。

- (1) 2種 95,400円
- (2) 3種 76,800円
- (3) 4種 68,000円
- (4) 5種 59,200円
- (5) 6種 43,100円

第59条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「宿日直手当の額」を「条例第28条第1項の規則で定める額」に、「次の各号に掲げる額」を「4,500円」に改め、同項各号及び同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

### 別表第1 削除

別表第2（第4条関係）

級別標準職務表

職務の級	職務の内容
1級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事務員、医療事務員、技術員、司書又は学芸員の職務</li> <li>2 主事補、医療主事補又は技師補の職務</li> <li>3 保健師、看護師又は栄養士の職務</li> <li>4 幼児教育士の職務</li> <li>5 自動車運転手の職務</li> <li>6 技術員又は業務員の職務</li> <li>7 医療助手の職務</li> <li>8 給食員、調理師又は事務助手の職務</li> <li>9 消防副士長又は消防士の職務</li> </ol>
2級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主事、医療主事、技師、司書又は学芸員の職務</li> <li>2 社会福祉主事、社会教育主事又は統計主事の職務</li> <li>3 保健師、看護師又は栄養士の職務</li> <li>4 幼児教育士の職務</li> <li>5 自動車運転士の職務</li> <li>6 技術員又は業務員の職務</li> <li>7 医療助手の職務</li> <li>8 調理師又は事務助手の職務</li> <li>9 消防士長又は消防副士長の職務</li> </ol>
3級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主任の職務</li> <li>2 副主任の職務</li> <li>3 高度の知識又は経験を有する主事、医療主事、技師、司書又は学芸員の職務</li> <li>4 高度の知識又は経験を有する社会福祉主事、社会教育主事又は統計主事の職務</li> <li>5 高度の知識又は経験を有する保健師、看護師又は栄養士の職務</li> <li>6 高度の知識又は経験を有する幼児教育士の職務</li> <li>7 高度の知識又は経験を有する自動車運転士の職務</li> <li>8 高度の知識又は経験を有する技術員又は業務員の職務</li> <li>9 高度の知識又は経験を有する医療助手の職務</li> <li>10 高度の知識又は経験を有する調理師又は事務助手の職務</li> <li>11 高度の知識又は経験を有する消防士長又は消防副士長の職務</li> </ol>
4級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 検査官の職務</li> <li>2 主査の職務</li> <li>3 指導主事の職務</li> <li>4 高度の知識又は経験を有する主任の職務</li> </ol>

5 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 係長の職務</li> <li>2 園長の職務</li> <li>3 次席の職務</li> <li>4 高度の知識又は経験を有する検査官の職務</li> <li>5 高度の知識又は経験を有する主査の職務</li> <li>6 高度の知識又は経験を有する指導主事の職務</li> </ul>
6 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 主幹の職務</li> <li>2 室長の職務</li> <li>3 所長の職務</li> <li>4 専門官の職務</li> <li>5 主席検査官の職務</li> <li>6 支所次長の職務</li> <li>7 出納局次長の職務</li> <li>8 議会事務局次長の職務</li> <li>9 主席指導主事の職務</li> <li>10 主席園長の職務</li> <li>11 大東図書館長の職務</li> <li>12 副署長又は分署長の職務</li> <li>13 高度の知識又は経験を有する主幹の職務</li> </ul>
7 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 次長の職務</li> <li>2 消防次長の職務</li> <li>3 課長の職務</li> <li>4 支所長の職務</li> <li>5 参事の職務</li> <li>6 事務局長の職務</li> <li>7 図書館長の職務</li> <li>8 消防署長の職務</li> </ul>
8 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 理事の職務</li> <li>2 部長の職務</li> <li>3 危機管理監の職務</li> <li>4 南部行政事務局長の職務</li> <li>5 会計管理者の職務</li> <li>6 参与の職務</li> <li>7 議会事務局長の職務</li> <li>8 教育次長の職務</li> <li>9 消防長の職務</li> </ul>

別表第3（第5条関係）

級別資格基準表

1 一般行政職

試験	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	
正規の試験	上級	大学卒		3	4	3
		0	3	7	10	
	中級	短大卒		5.5	4	3
		0	5.5	10	13	
	初級	高校卒		8	4	3
		0	8	12	15	
		中学卒		10	4	3
		3	13	17	20	
その他	大学卒		4	4	3	
		0	4	8	11	
	短大卒		6.5	4	3	
		0	6.5	10.5	13.5	
	高校卒		10	4	3	
		0	10	14	17	
	中学卒		10	4	3	
		3	13	17	20	

2 技能労務職

職種	学歴免許等	職務の級			
		1級	2級	3級	4級
技能労務職	大学卒		4	4	3
		0	9	13	16
	短大卒		9	4	3
		0	11	15	18
	高校卒		13	4	3
		0	13	17	20
	中学卒		13	4	3
		3	16	20	23

備考

- 1 一般行政職の「正規の試験」の区分は、正規の試験の結果に基づいて、職員となった者に適用し、「その他」の区分は、正規の試験によらないで職員となった者に適用する。
- 2 技能労務職は、単純な労務に雇用される一般職に属する職員で、次に掲げる者に適用する。
  - (1) 自動車の運転業務に従事する職員

- (2) 給食の業務に従事する職員
- (3) 電気・ボイラ関係の取扱作業に従事する職員
- (4) 一般廃棄物の処理作業に従事する職員
- (5) 土木作業等の現場作業に従事する職員
- (6) 医療補助の業務に従事する職員
- (7) 労務作業及び連絡等の業務に従事する職員
- (8) 前各号に掲げる者の業務に準ずる業務に従事する職員

別表第4（第6条関係）

初 任 給 基 準 表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
正規の試験	上級		1 級29号給
	中級		1 級17号給
	初級		1 級 9 号給
その他		大学卒	1 級25号給
		短大卒	1 級13号給
		高校卒	1 級 5 号給

備考 消防職員に対するこの表の適用については、試験又は学歴免許等欄の基準学歴の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては1 級37号給、「短大卒」にあつては1 級25号給、「高校卒」にあつては1 級17号給とする。

別表第8を次のように改める。

別表第8（第12条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6
19	1	3	3	11	11	7	7
20	1	4	4	12	12	8	8
21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13
26	1	10	10	18	18	14	14
27	1	11	11	19	19	15	15
28	1	12	12	20	20	16	16
29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18
31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21
34	2	18	18	26	26	21	22
35	3	19	19	27	27	22	23
36	4	20	20	28	28	22	24

37	5	21	21	29	29	23	25
38	6	22	22	30	30	23	25
39	7	23	23	31	31	24	26
40	8	24	24	32	32	24	26
41	9	25	25	33	33	25	27
42	10	26	26	34	34	25	27
43	11	27	27	35	35	26	28
44	12	28	28	36	36	26	28
45	13	29	29	37	37	27	28
46	14	30	30	38	38	27	28
47	15	31	31	39	39	28	29
48	16	32	32	40	40	28	29
49	17	33	33	41	41	29	29
50	18	34	34	42	41	29	29
51	19	35	35	43	42	29	30
52	20	36	36	44	42	30	30
53	21	37	37	45	43	30	30
54	22	38	38	46	43	30	30
55	23	39	39	47	44	31	31
56	24	40	40	48	44	31	31
57	25	41	41	49	45	31	31
58	25	41	42	50	45	32	31
59	26	42	43	51	46	32	32
60	26	42	44	52	46	32	32
61	27	43	45	53	47	32	33
62	27	43	45	54	47	33	
63	28	44	45	55	48	33	
64	28	44	46	56	48	33	
65	29	45	46	57	49	33	
66	29	45	46	58	49	34	
67	30	46	47	59	50	34	
68	30	46	47	60	50	34	
69	31	47	47	61	50	34	
70	31	47	48	62	50	35	
71	32	48	48	63	51	35	
72	32	48	48	64	51	35	
73	33	49	49	65	51	35	
74	33	49	49	66	51	36	
75	33	49	49	67	52	36	
76	34	49	50	68	52	36	
77	34	50	50	68	52	37	
78	34	50	50	69	52	37	
79	35	50	51	69	53	38	



80	35	50	51	70	53	38	
81	35	51	51	70	53	38	
82	36	51	52	71	53	38	
83	36	51	52	71	54	39	
84	36	51	52	72	54	39	
85	37	52	53	72	55	40	
86	37	52	53	73	56	40	
87	38	52	53	73	57	41	
88	38	52	53	74	58	41	
89	39	53	54	74	59	42	
90	39	53	54	75	60	42	
91	40	53	54	75	61	43	
92	40	53	54	76	62	43	
93	41	53	55	77	63	44	
94		54	55		64	45	
95		54	55		65	46	
96		54	55		66	47	
97		54	56		67	48	
98		54	56		68		
99		55	56		69		
100		55	56		70		
101		55	57		71		
102		55	57		72		
103		55	58		73		
104		56	58		74		
105		56	59		75		
106		56	59				
107		56	60				
108		56	60				
109		57	61				
110		57	61				
111		57	62				
112		57	62				
113		57	63				

別表第9備考中「第4条第6項」を「第4条第5項」に改める。

別表第11を次のように改める。

別表第11（第31条、第60条関係）

職 名	区 分
理事	2 種
部長 危機管理監 南部行政事務局長 会計管理者 参与 議会事務局長 教育次長 消防長	3 種
次長 消防次長	4 種
課長 支所長 参事 事務局長 図書館長 消防署長	5 種
主幹 室長 所長 専門官 主席検査官 支所次長 出納局次長 議会事務局次長 主席指導主事 主席園長 大東図書館長 副署長又は分署長	6 種

附 則

この規則は、平成25年5月1日から施行する。